

一般建設業の場合は下段を、  
特定建設業の場合は上段を消す。

### 専任技術者証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出を許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届の場合は「申請者」を消す。

該当するものを○で囲む。

新規の場合は記入不要。許可日が複数ある場合は最も古いものを記入する。

平成 年 月 日  
実印を押印。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者 青森市長島 1-1-1  
届出者 青森土木 株式会社  
代表取締役 青森 太郎

区 分 項番 6 1 1 ( 1. 新規許可 2. 専任技術者の担 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ  
大臣 又は有資格区分の変更 又は有資格区分の変更 替に伴う削除 替の営業所のみの変更 )  
知事 コード

青森県知事 02

許可番号 6 2 3 国土交通大臣 許可 ( 般 特 ) 第 5 10 号 平成 11 年 13 月 15 日  
知事

#### 記

氏名	フリガナ アオモリ タロウ	元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]
氏名	6 3 ア オ 青 森 大 郎	生年月日 S 4 0 年 0 1 月 0 1 日
今後担当する建設工事の種類	6 4 7 7	別表4の「建設工事の種類」により記入する。 上段には技術者が今後担当する全ての業種を記入する。(業種追加などの場合には、新たに担当する業種だけでなく、引き続き担当する業種も記入すること。項番61の区分が「4」の場合は空欄) 下段には、今まで担当していた建設工事を記入(項番61の区分が「1」で新規・許可換え新規申請の場合及び「3」の場合は空欄)
現在担当している建設工事の種類	1 2 3	
有資格区分	6 5 1 4	別表3の「有資格区分コード」により記入する。 担当する業種に対応する資格のみ記入する。他に資格を持っていても記入しない。
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	
専任技術者の住所	青森市長島〇-〇〇	営業所の名称 (新所属) 本社

氏名	フリガナ クドウ サブロー	元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]
氏名	6 3 ク ド 工 藤 三 郎	生年月日 S 5 0 年 0 4 月 0 1 日
今後担当する建設工事の種類	6 4 4	姓と名の間は1マス空ける。 国家資格者の場合は「資格証明書」、実務経験のみの場合は「住民票」の字体で記入する。 婚姻による氏名変更は、変更前を項番61の区分「4」で削除し、同時に変更後を別業で項番61の区分「1」「3」で追加する。
現在担当している建設工事の種類	1 2 3	
有資格区分	6 5 0 2	項番61の区分が「1」の場合は記入しない。
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所	弘前市堅田〇-〇〇	営業所の名称 (新所属) 弘前支店

氏名	フリガナ	元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]
氏名	6 5	月 日
今後担当する建設工事の種類	6 5	〇営業所の専任技術者とは 「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことがその職務です。 営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しなければなりません。 よって、原則として工事現場の主任技術者又は監理技術者となることは出来ません。
現在担当している建設工事の種類	6 5	
有資格区分	6 5	
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所		営業所の名称 (新所属)